

教育改革の推進

私立大学等教育改革総合支援事業

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)の概要

1. 大学の役割と今回の答申の趣旨

将来の予測が困難な時代

- ◆グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等、社会の急激な変化は、我が国社会のあらゆる側面に影響。

大学改革に対する期待の高まり

- ◆産業界や地域社会は予測困難な次代を切り拓く人材や学術研究に期待。
- ◆大学進学率が5割を超え、我が国の高等教育は新段階。
- ◆国立大学法人化や認証評価制度の導入から10年。

今最も求められているのは、我が国が目指すべき社会像を描く知的な構想力。知の創造と蓄積を担う自律的な存在である大学は、
・新しい知識やアイディアに基づいた新しい時代の見通しと大学の役割を描き、
・次代を切り拓く人材の育成や学術研究の推進
により、未来を形づくり、社会をリードすることが求められている。

2. 検討の基本的な視点

多くの関係者との双方向の意見交換

初等中等教育から高等教育にかけて 能力をいかに育むかという視点

迅速な改革の必要性

3. これからを目指すべき社会像と求められる能力

我が国の目指すべき社会像

- ◆優れた知識やアイディアの積極的活用によって発展するとともに、人が人を支える安定的な成長を実現するとともに、人間を基盤とした自立、協働、創造モデル」

成熟社会において求められる能力

- ◆答えのない問題に触を見出していくための批判的、合理的な思考力等の認知的能力
- ◆チームワークやリーダーシップを發揮して社会の責任を担う、倫理的、社会的能力
- ◆総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
- ◆想定外の困難に際して的確な判断ができるための基礎となる教養、知識、経験など、予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学士力」。

教育の質の転換

4. 求められる学士課程教育の質的転換

- ◆上記のような「学士力」を育むためには、ディスカッションやディベートといった双方向の授業やインターンシップ等の教室外学修プログラムによる主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
- ◆学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続け、主体的に考える力を修得。そのためには質を伴った学修時間が必要。

5. 学士課程教育の現状と学修時間

- ◆学生の学修時間が短い(学期中1日当たり4、6時間)。
- ◆国民、産業界、学生は、学士課程教育改善の到達点に不満足。
- ◆学長、学部長は、学生の汎用的能力や授業外の学修時間について不満足。
- ◆高校生も学力中間層の勉強時間が最近15年間で約半分に減少。

6. 学士課程教育の質的転換への方策

- ◆質的転換の好循環を作り出す始点としての学修時間の増加・確保が、以下の諸方策と連なって進められることが必要。
 - ・教育課程の体系化(授業科目の整理・統合を含む)
 - ・組織的な教育の実施
 - ・授業計画(シラバス)の充実
 - ・全学的なマネジメントの確立
- ◆教員中心の授業科目の構成から学位プログラムとして、組織的・体系的な教育課程への転換が必要。

そのための課題は

7. 質的転換に向けた更なる課題

- ①「プログラムとしての学士課程教育」という概念の未定着
- ②学修支援環境の更なる整備の必要性
- ③高等学校教育と大学教育の接続や連携の改善の必要性
- ④社会と大学の接続の改善の必要性(就職活動の早期化・長期化の是正等)

これらの課題を乗り越え学士課程教育の質的転換のために

8. 今後の具体的な改革方策

速やかに取り組む事項

大學

- 大学の定位提言方針・育成する能力の明示、下、学長・副学長・部主任・専門スタッフ等がチームとなって、
体験的な教育課程(P) ⇒ 教員同士の役割分担と連携による組織的な教育(D) ⇒ アセスメント・テストや学修行動観(学修時間等)等の活用による、学生の学修実績、教員の教費活動、教育課程にわたる評議(Q) ⇒ 教育課程や教育方法等の更なる改善(H)
という改革サイクルを確立。
- 学部長の責任に当たっては、改革サイクルを担当チームの構成員としての責任性も重視。

大學支援組織

- (大学団体、評議機関、日本学生会議)
- ◆カリキュラム(ペラカリ)教員の研修、FDIや
並育課程の専門家の養成。
- ◆「大学ポートレート(仮称)」による大学情報の
積極的な促進。
- ◆アセスメントや学修行動観等、学修成果の
把握の具体的な研究・開発。
- ◆教育課程の泰則基準(日本学生会議、桂冠学、
言語、文系、法医学が先行)等の積極的な活用。
- ◆大学評議の改善(学修成果の審査、客観的
評議指標の開発、多様なステークホルダーの
意見の活用、評議業務の効率化等)。

文部科学省等

- ◆基盤的経済や援助金等の配分を通して、改革
サイクル確立を支援。
- ◆体系的なFDの受講と大学設置基準の教員の
教育能力との関係の明確化。
- ◆FDや教育課程の専門家養成に関する調査研究。
- ◆学生に対する技術的支援の充実や大学の財
政基準の確立など公財政措置の充実や税制
改正。
- ◆大学評議の改善(学修成果の審査、客観的
評議指標の開発、多様なステークホルダーの
意見の活用、評議業務の効率化等)。

地域社会・企業等

- ◆パンタージュ・社会体験活動等、学士課程
教育への参画や学生に対する経済的支援の
充実などの新たな連携・協力。
- ◆地域社会の核である大学との連携や積極的活
用。
- ◆競争活動の早期化・長期化の是正。

大学革新方針における課題実現

速やかに審議を開始する事項

- ◆高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の三局面の改善を連携しながら同時に進めるため、高等学校教育と大学教育の接続に関し、中教審に新たに特別な審議の場を設置し審議。
- ◆「プログラムとしての学士課程教育」を定着させるための大学制度の在り方について、ガバナンスの在り方や財政基盤の確立も含め審議。
- ◆授業大学課程の在り方について検討。
- それぞれ1年を目途に大きな方向性を整理。

大学改革実行プラン

～ 社会の変革のエンジンとなる大学づくり ～

● 日本社会が直面する課題と大学

我が国は、急激なリテラシティ化の進行、地域活性化等の衰退、グローバル化によるボーダレス化、新興国の台頭による競争激化など社会の急激な変化や、東日本大震災といった困難に直面しています。今こそ、持続的に発展し活力ある社会を目指した改革を成し遂げなければなりません。

大学及び大学を構成する関係者は、社会の変革を担う人材の育成、「知の拠点」として世界的な研究成果やイノベーションの創出など重大な責務を有しているとの認識の下に、国民や社会の期待に応える大学改革を主体的に実行することが求められています。

● 大学改革の方向性

社会との関わりの中で、新しい大学になり向かう改革を次の方向で進めて強力に推進する

- I. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築
- II. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

● 大学改革により期待される成果

大学改革の成果として、生涯学習は主体的に考える力をもつ人材の育成、グローバルに活躍する人材の育成、我が国や地球規模の課題を解決する大学・研究拠点の形成、地域課題の解決の中核となる大学の形成など、社会を変革するエンジンとしての大学の役割が国民に実感できることを目指して取り組む。

大学改革実行プラン 全体像

国としての大学政策の基本方針「大学ビジョン」の策定

1. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築

- 1) 大学教育の質的転換と大学入試改革
 - 主体的に学び・考え方・行動する人材を育成する大学・大学院教育への転換・学修時間の柔軟的増加・学修環境整備等)
 - 高校教育の質保証とともに、意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換の促進
 - 産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進

3. 地域再生の核となる大学づくり(COC:Center of Community横断的の推進)

- ・地域と大学の連携強化
- ・大学の生涯学習機能の強化
- ・地域の雇用創造・課題解決への貢献 等

II. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

- 5 国立大学改革
 - ・国立大学の個々のミッションの再定義と「国立大学改革プラン」の策定・実行
 - ・学長のリーダーシップの確立、より効果的な評議
 - ・多様な大学間連携の促進と、そのための制度的・組織的の整備
 - ・大学の枠・学部の枠を越えた再編成等、複数別・地域別の大学群の形成等
- 7 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施
 - 【私学助成の改善・充実→私立大学の質の健闘・向上を目指して】
 - ・大学の積極的経営を促進・支援
 - ・公財政支援の充実とメリハリある資源配分
 - ・多元的な資金調達の促進 等

2 グローバル化に対応した人材育成

- ・拠点大学の形成・学生の双方向交流の推進(日本入学生の海外留学の拡大、留学生の就職的獲得)などによる、大学の国際化の促進・進歩
- ・入試におけるTOEFL・TOEICの活用・促進・英語による授業の倍増・産学協働によるグローバル人材・イノベーション人材の育成推進(リーディング大学院など大学院教育機能の抜本的強化)・秋入学への対応等、教育システムのグローバル化・等
- 4 研究力強化:世界的な研究成果とイノベーションの創出
 - ・大学の研究力強化促進のための支援の加速化
 - ・研究拠点の形成・発展のための重点的支援
 - ・大学の研究システム・環境改革の促進・産学官連携の推進・国際的大問題癒癒の推進 等

5 大学改革を促すシステム・基盤整備

- ・大学情報の公表の徹底・大学ポートレート・評議制度の抜本改革、客観的評議指標の開発
- ・質保証の支援のための新たな行政法人の創設 等
- 6 大学の質保証の徹底推進
 - 【私立大学の質保証の徹底推進と確立(教學・経営の両面から)】
 - ・設置基準・設置認可審査・アフターケア・認証評議・学校教育法による是正措置を通じた大学の質保証のためのトータルシステムの確立
 - ・経営上の課題を抱える学校法人について、詳細分析・実地調査・経営指導により、早期の経営判断を促進する仕組みの確立 等

大学改革実行プラン 改革期間中の主な取組

H24及び第2期教育振興基本計画期間(H25~29)を大学改革実行期間と位置づけ

- H24及び第2期教育振興基本計画期間(H25~29)を大学改革実行期間と位置づけ
- 3つのフェーズで、スピード感と実行力をもって取り組む

H24 改革始動期

～国民的議論・先行の着手、必要な制度・仕組みの検討～

H25~26 改革集中実行期

～改革実行のための制度・仕組みの整備、支援措置の実施～

H27~29 改革検証・深化発展期

～検討の評価・検証、次の改革実行～

H24 改革始動期 ～ 国民的議論・先行の着手、必要な制度・仕組みの検討～

- ・大学ビジョンの策定
- ・大学改革フォーラムの全国展開
- ・グローバル教育機会の形成
- ・大学のガバナンス強化
- ・国立大学改革基本方針の提出

H25~26 改革集中実行期 ～ 改革実行のための制度・仕組みの整備、支援措置の実施～

- ・学生の「主体的な学び」の強化
- ・大学情報の公表の徹底(大学ポートレート)
- ・評議制度の抜本改革
- ・質保証の支援のための新たな行政法人の創設
- ・大学の研究力強化のための支援の加速化
- ・高校教育と大学教育を通じた学力保証
- ・国立大学改革プランの策定

H27~29 改革検証・深化発展期 ～ 取組の評価・検証、改革の深化発展～

- ・大学改革の取組を評価・検証
- ・大学改革を深化発展
- 【改革の目標を達成するための具体的目標・成果の例】
 - 【生涯学習】
 - ～主観的・主觀的に考える力を育成～
 - ～主観的・主觀的な環境を整備し、学生の学修時間を欧米並の水準に～
 - 【グローバル社会で活躍する人材の育成】
 - ～20代前半までに同世代の10%が、海外留学等を経験
 - 【我が国や地球規模の課題を解決する大学・研究拠点の形成】
 - ～世界で競えるリサーチ・ユニバーシティを10年後に構築
 - 【地域の課題解決の核となる大学の形成】
 - ～全国の地域圏で、大学が地域再生の主要な役割を果たすセンターに

平成26年度 私立大学等改革総合支援事業 配点区分表

タイプ1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」

設問		回答		
		実施	一部実施	未実施
1 基本的事項に該当する評価	(1) 全学的な体制学のマネジメント	1 ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーの策定、公表 【重点項目】	4点	0点
		2 学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制の構築 【重点項目】	10点	0点
		3 IR担当部署の設置及び専任の教職員の配置	5点	3点
		4 教育課程の形成・編成への職員参加の仕組み	5点	2点
		5 教育の質的転換に関するSDの実施 小計	3点	0点
	(2) 教育の質向上に取り組む組織の確立	6 準備学習に必要な時間又はそれに準じる程度の具体的な学修内容のシラバスへの明記【重点項目】	10点	5点
		7 シラバスへの到達目標の明記	4点	2点
		8 シラバスの記載内容の適正性について、担当教員以外の第三者によるチェックの実施	5点	3点
		9 学生の学修時間の実態や学修行動の把握の組織的な実施【重点項目】	10点	3点
		10 学生による授業評価結果の活用【重点項目】	10点	~
		11 教員の教育面における評価制度の設定	2点	1点
		12 FD実施のための組織(委員会等)の設置及び活動(会議等)の状況	4点	2点
		13 アクティブラーニングによる授業の実施 小計	5点	2点

2 多様な取組に関する評価	14 領修系統図又はナンバリングの実施	3点	1点	0点
	15 オフィスアワーの設定	3点	2点	0点
	16 GPA制度の導入、活用	3点	2点	0点
	17 学生の学修成果の把握	5点	2点	0点
	18 1年間あるいは1学期間に履修科目登録ができる単位数の上限の設定	3点	2点	0点
	19 学内の教育改革に取り組む教員又は組織(学部等)を財政的に支援するための予算の設定	3点	~	0点
	20 高等学校教育と大学教育の連携強化【新規】	3点	~	0点
	小計	23点		
	合計	100点		

- ③ 大学等内にIRを専門で担当する部署を設置し、専任の教員又は専任の職員を配置していますか。
- 1 専門の担当部署を設置し、専任の教員又は専任の職員を配置している。 5点
 - 2 専門の担当部署は設置していないが、専任の教員又は専任の職員の併任による委員会方式の組織を設置している。 3点
 - 3 上記のいずれにも該当しない。 0点

要件等 この設問における「IR」とは、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を必須とし、單に入試や大学・法人の経営に関するものは該当しない。

「IRを専門で担当する部署」とは、この設問でいう「IR」業務に年間を通して専従する部署をいい、組織規程等での業務について確認できること。なお、法人に設置している場合であっても、大学等における学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を行っている場合は該当する。

(該当例) IR推進室

「専任の教員又は専任の職員」とは、当該大学等の専任教員又は専任職員として発令されている者を指し、「配置」とは、当該部署に専従していることとする。

基準時点 平成 26 年 8 月 31 日現在
根拠資料 組織規程、発令簿、業務記録等

- ⑤ 昨年度又は本年度に、教育の質的転換に関するSDを実施していますか。

- 1 実施している。 3点
- 2 実施していない。 0点

要件等 この設問における「教育の質的転換に関するSD」とは、次のア～ウのいずれかの内容を含むこと。

- ア 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(平成 24 年 8 月 28 日中教審答申)の内容の共通理解の形成
 - イ 教育の質的転換に関する他大学等の取組事例の紹介
 - ウ 教育の質的転換に関する自大学等の取組状況や学生の学修時間の現状の共有
- なお、特定の取組(例：アセスメント・テスト、ループリック、ナンバリング)に特化した内容でも該当するものとする。・

参考資料

一部の職員を対象として実施している場合でも「1」に該当する。

基準時点 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日

根拠資料 SD の開催案内、研修資料、開催記録等

⑧ シラバスの記載内容が適正か否かについて、担当教員以外の第三者がチェックしていますか。

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 全学部等・研究科で実施している。 | 5 点 |
| 2 一部の学部等・研究科で実施している。 | 3 点 |
| 3 実施していない。 | 0 点 |

要件等 平成 26 年度に使用するシラバスについて実施していること。

「第三者」とは、担当教員以外の者をいう。ただし、単なる編集上のチェックをする

参考資料

者ではなく、当該学部等及び研究科のカリキュラム方針に基づき、記載内容の改善等を担当教員へ要望することについて、組織的に認められている者であること。

また、「第三者のチェック」については、裏議書等の決裁のみで実施している場合は該当しない。

「1」に該当するものは、全学部等・研究科かつ全学年で実施している場合とし、一部の学年のみで実施している場合は「2」とする。

根拠資料 第三者としての職務内容を確認できる資料、担当教員以外の第三者への依頼文等

⑨ 学生の学修時間の実態や学修行動の把握を組織的に行ってていますか。【重点項目】

- | | |
|-----------------------------|------|
| 1 全学部等かつ複数の学年について行っている。 | 10 点 |
| 2 一部の学部等又は一つの学年のみについて行っている。 | 3 点 |
| 3 行っていない。 | 0 点 |

要件等 「学生の学修時間の実態や学修行動の把握」のための手法として、アンケート調査等が考えられるが、少なくとも学修時間の実態を含み、かつ、学修時間の実態や学修行動の把握のため集計・分析がされているものとする。調査が、専門か抽出かは問わない。定量的に把握していない場合は「3」とする。

基準時点 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日

根拠資料 アンケート調査等の実施に係る書類、集計・分析結果等

⑩ 以下の要件に該当するアクティブ・ラーニングの授業を行っていますか。

【要件】

学外の特定の組織等（例：企業、非営利団体、商店街等）と連携し、当該組織等の課題解決（例：新商品・サービス・経営戦略・地域振興方策の企画立案等）に学生を主体的に関与させることを目的とした授業であること。なお、必修か否かは問わない（一部のゼミで実施する場合を含む。）こととする。

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 全学部等で行っている。 | 5 点 |
| 2 一部の学部等で行っている。 | 2 点 |
| 3 行っていない。 | 0 点 |

要件等 学外の特定の組織等との協定書等に基づいて実施していること。

一部の学年のみで実施している場合についても「1」とする。

基準時点 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日

根拠資料 協定書、シラバス等においてアクティブ・ラーニングを実施することが明確にわかるもの、履修者名簿等

- (5) 全授業科目に係る体系性・有機的連携を確保するために履修系統図又はナンバリングを実施していますか。
- 1 全学部等で実施している。 3点
 - 2 一部の学部等で実施している。 1点
 - 3 実施していない。 0点

要件等 平成 26 年度の全授業科目について実施していること。

「1」に該当するものは、全学部等かつ全学年で実施している場合とし、一部の学年のみで実施している場合は「2」とする。

履修相談等は該当しない。

根拠資料 履修系統図、シラバス等

用語解説 ○「履修系統図」とは、学生に身につけさせる知識・能力との対応関係等を示した科目区分の下に授業科目を構成し、科目区分間、授業科目間の関係性や履修順序（配当年次）等を示す図（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」平成 24 年 8 月 28 日中教審答申 P72 下段参照）であり、単に授業科目の配当年次を示す表は、含まない。
○「ナンバリング」とは、カリキュラムの体系性を示すために、各授業科目に意味づけされた番号を付与すること（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」平成 24 年 8 月 28 日中教審答申 P71 参照）であり、単なる科目的管理番号は含まない。

- (6) 成績評価において G.P.A 制度を導入するとともに、進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準として用いていますか。

- 1 全学部等で G.P.A 制度を導入しており、全学部等で進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準に用いている。 3点
- 2 全学部等で G.P.A 制度を導入しているが、進級判定・卒業判定・退学勧告には用いていない。あるいは一部の学部等で進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準に用いている。 2点
- 3 上記のいずれにも該当しない。 0点

要件等 「1」に該当するものは、全学部等かつ全学年で実施している場合とし、一部の学年のみで実施している場合は「2」とする。

基準時点 平成 26 年 8 月 31 日現在

根拠資料 規程、学則、判定会議資料等

- (7) 課程を通じた学生の学修成果の把握を、単位認定、学位授与、卒業判定等とは別に、次のいずれかの手法で行っていますか。

- ・外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメント・テスト）
- ・学生の学修経験を問うアンケート調査（学修行動調査等）
- ・学修評価の観点・基準を定めたルーブリックの活用
- ・学修ポートフォリオの活用

- 1 全学部等かつ複数の学年について行っている。 5点
- 2 一部の学部等又は一つの学年のみについて行っている。 2点
- 3 行っていない。 0点

要件等 一部の科目でのみ実施している場合は「3」とする。

基準時点 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日

根拠資料 学修成果の把握に係る資料等

- (8) 高等学校教育と大学教育の連携強化に向けて、以下の取り組みを実施していますか。

- ア 大学における学修を高校生が経験する機会（合同授業の実施等）の提供
- イ 入学予定者に対する、大学入学前に取り組むべき課題の提示
- ウ 高等学校又は教育委員会との定期的な協議
- エ 高等学校と大学との教職員の人事交流又は合同研修
- オ 大学教育に必要な学修方法の習得等を目的とした「初年次教育」の実施
 - 1 同一法人の設置する高等学校を有している私立大学等については、全て実施
 - 同一法人の設置する高等学校を有していない私立大学等については、3つ以上実施
 3点
- 2 同一法人の設置する高等学校を有している私立大学等については、4つ実施
- 同一法人の設置する高等学校を有していない私立大学等については、2つ実施

2点

- 3 同一法人の設置する高等学校を有している私立大学等については、3つ実施
- 同一法人の設置する高等学校を有していない私立大学等については、1つ実施

1点

- 4 同一法人の設置する高等学校を有している私立大学等については、2つ以下実施
- 同一法人の設置する高等学校を有していない私立大学等については、全く実施していない

0点

要件等 アからオについては、一部の学部等で実施しているのみで足りること。

オについては、高校生が大学等における学修を経験する機会が設けられていることを認めできればよく、高等学校との協定書等に基づく必要はないこと
イにおける「課題」とは、諸字等の特定の項目に限らず、入学後の学修において必要であると大学が判断するものは全て含まれること。